

三月以來毎日夜業午後十時に及び其の割増等に對する不平もあり、之れが對策協議の結果工場近くに事務所を有する總同盟九州聯合會並に製綱労働小倉支部に懸接を求め其の指導下に四月八日全従業員は一齊罷業を決定し次の要求書を工場主に提出したのである。

十一、要求事項

- 1、工場法の適用實施
- 2、健康保險法の即時實施
- 3、労働時間を八時間にすること
- 4、正規以外の職業を強制せざること
- 5、職業に對しては時間相當正規の賃金二割増を支給すること
- 6、従業員の解雇を絶対爲さざること
- 7、天候に依る労働に不便又は健康衛生に對し適當なる設備を

改設又は新設し併せて従業員の傷害を除去する爲常に備品を設け置くこと

8、月二日の休日及祭日の公休の制定並に給料日の確定

9、解雇手當の制定

10、争議中の日給及争議費用は工場主金額負擔のこと

十二、経過並に解決條件

右要求に對し工場主は直ちに之れを拒絶した爲従業員側では結束を固め持久戦に出でんとしたので工場主は成行の軍大化するを憂慮し其の態度軟化して八幡市在住元社民黨縣聯常任吉田某に一任するところあり、翌九日労資双方右調停者立會の下に接衝の結果次の通解決せり。

解決條件

第一、第二、承認